

日本・旧ソ連租税条約の適用

1 日本・旧ソ連租税条約の現状

1991年12月に旧ソ連は解体され、多くの国に分かれているが、日本と旧ソ連租税条約の現在の適用関係は次のとおりである。旧ソ連の国際的約定は、ロシアが引き継いだことになり、旧ソ連の国々の一部は日本・旧ソ連租税条約について、口上書を交換することでその適用関係が継続している。

	現行租税条約	原条約等
旧ソ連	(署名)昭和61年1月 (発効)昭和61年11月	同左
日本・旧ソ連租税条約の正式名称	「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とソビエト社会主義共和国連邦政府との間の条約」	
口上書の交換	アゼルバイジャン(平成17年5月30日)、アルメニア(平成8年6月17日)、ウクライナ(平成7年4月24日)、ウズベキスタン(平成6年7月13日)、キルギス(平成5年6月4日)、ジョージア(平成6年6月1日)、タジキスタン(平成6年6月1日)、トルクメニスタン(平成7年4月7日)、ベラルーシ(平成9年1月20日)、モルドバ(平成10年8月26日)の国々(国名後のカッコ内は口上書交換告示日)と、旧ソ連租税条約を含む日本との間の条約等の適用関係を確認するために、両国政府間において口上書の交換を行っています。	

口上書の交換には、カザフスタンと旧ソ連のバルト三国である、リトアニア、ラトビア、エストニアは含まれていない。

2 日本・カザフスタン租税条約

カザフスタンは旧ソ連解体後、他の国とは異なる対応をしている。

	現行租税条約	原条約等
カザフスタン	(署名)平成20年12月 (発効)平成21年12月	(旧ソ連条約) (署名)昭和61年1月 (発効)昭和61年11月
日本・カザフスタン租税条約の正式名称	「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約」	

現在に至る経緯は次のとおりである。

- ① カザフスタンと日本の間には旧ソ連が解体した1991年(平成3年)後も旧日ソ租税条約が適用されていた。
- ② 日本は、カザフスタン(平成6年7月11日)と、旧ソ連租税条約を含む日本との間の条約等の適用関係を確認するために、両国政府間において口上書の交換を行っている。
- ③ カザフスタンが、平成7年12月20日に日本・カザフスタン租税条約(旧日ソ租税条約)の適用終了を通告。平成8年1月1日以後に生じた所得について、現行租税条約が適用されるまでの間、日本とカザフスタンの間では租税条約の適用がないことになっていた。
- ④ 平成20年に日本とカザフスタンは現行租税条約を締結している。現行条約により適用される限度税率は、旧ソ連租税条約に規定されている税率よりも軽減されている。限度税率はまとめると次のとおりである。

	日本・ロシア租税条約の限度税率	日本・カザフスタン租税条約
配当所得	15%	5%(親子間配当)、10%
利子所得	10%	10%、ただし、特定の政府機関等の利子所得は免税
使用料所得	工業的使用料10% 文化的使用料免税	限度税率10%、議定書により5%に引き下げ

Topics of International Taxation

3 旧ソ連の国々

租税条約の関係では、旧ソ連の国々は、①ロシア及び日本と口上書を交わした国々、②日本と独自に租税条約を締結したカザフスタン、③独自路線で日本と租税条約を締結していないバルト三国に分けられる。

しかし、地域別に分けるとロシアを除く旧ソ連の国々は、次のように分けることができる。
 (中央アジア地域) ウズベキスタン, カザフスタン, キルギス, タジキスタン, トルクメニスタン
 (南コーカサス地域) アゼルバイジャン, アルメニア, ジョージア
 (東欧地域) ウクライナ, ベラルーシ, モルドバ

これらの国々をGDPの大きな順で並べると次のとおりである。①カザフスタン、②ウクライナ、③ベラルーシ、④アゼルバイジャン、⑤ウズベキスタン、という順序になり、日本は、経済力のあるカザフスタンと個別租税条約を締結したことになる。

4 今後の課題

旧ソ連の国々の現在の税制を調べると、GDPがカザフスタンに次ぐウクライナ、ベラルーシ、アゼルバイジャン及びウズベキスタンの税制の概要は次のとおりである。

(1) ウクライナの税制

法人税率	18%
源泉徴収	配当15%, 利子0%, 15%, 使用料15%
付加価値税	20% (標準税率)
個人所得税	最高税率34%

(2) ベラルーシの税制

法人税率	18%
源泉徴収	配当12%, 利子0%, 15%, 使用料15%
付加価値税	20% (標準税率)
個人所得税	12% (基本税率), 付加税9%, 15%

(3) アゼルバイジャンの税制

法人税率	20%
支店送金税	10%
源泉徴収	配当10%, 利子10%, 使用料14%
損失の繰越	5年
付加価値税	18% (標準税率)
個人所得税	最高税率25%
遺産税・贈与税	なし

(4) ウズベキスタンの税制

法人税率	8%
外国法人支店税	8%
源泉徴収	配当10%, 利子10%, 使用料20%
損失の繰戻	なし
損失の繰越	5年
付加価値税	20% (標準税率)
個人所得税	最高税率22%
遺産税・贈与税	なし

安倍総理は、2015年10月に中央アジア5か国を訪問している。この5か国は、トルクメニスタン(天然ガス)、タジキスタン、ウズベキスタン(金、石油)、キルギス(金)、カザフスタン(石油、ウラン、亜鉛)であるが、いずれも資源国である。日本としては、政治的・経済的に今後重要視しなければならないこれらの国々との租税条約を、旧ソ連租税条約の延長ではなく、新しい租税条約締結が必要と思われる。

中央大学商学部教授

矢内 一好